

# 弓友連 射込会 会則

## 第1条(名称)

本会の団体正式名称は弓友連射込会(きゅうゆうれんいこみかい)と称す。  
また略称として射込会(いこみかい)と称す。



## 第2条(所在地及び本部道場)

本会の連絡事務所は代表宅に置く。  
本会の本部道場を茨城県武道館弓道場とする。

## 第3条(目的及び事業)

1 本会は、本会に参加する弓友(会員)で構成し、弓道の射込み練習を行う事で、相互に親睦を深めながらも、互いに刺激を得て射技の向上を目指すことを目的として設立した私的な会である。

本会の会員となる者については、年齢、性別、所属連盟、支部、流派、中体連・高体連・全学連及び、段位・級位の有無の一切を問わない。

また、本会の会員となった以上は弓友であるから、代表、副代表、会員問わず、年齢、性別、所属連盟、支部、流派、中体連・高体連・全学連及び、段位・級位等による身分・立場の上下関係は発生しない。

2 令和5年12月17日以降、特段の理由がない限り毎週日曜日の昼間または夜間から茨城県武道館にて活動する。

また、適宜グループLINE及び公式ホームページにて練習日程を告知して、その指定する日時に射込練習を行う。

### 3 事業内容

(1)本会に参加している弓友(会員)が射込み練習に専念できるよう相互に協力しあいながら切磋琢磨できる練習環境作りをする。

(2)本会参加者同士での横の繋がりを重要視し情報交換ができるコミュニティ作りをする。

(3)「日頃から弓道を楽しむこと」「弓友との繋がりを大切にすること」「切磋琢磨できる環境作りをすること」「何人も受け入れる自由な気風であること」「自由な自主練習の環境の実現」を当会における活動の至上命題とする。

(4)その他(百射会などイベント開催)

## 第4条(役員及び会員)

1 本会の役員は

代表1名

副代表3名

とする。

2 代表、副代表は会員からの推薦により選任することが出来る。

代表及び役員の任期は1年とする。

ただし再任は妨げない。

また欠員が発生した場合は会員からの推薦により役員となることができる。

2 本会の会員は本会則に賛同する者であると定義する。

3 会員は本会の指定する練習時間に茨城県武道館弓道場に赴き、参加費用を代表、又は副代表に支払い本会の練習枠に参加すること。

4 原則として来る者は拒まない。

ただし、当会員に対して過去に嫌がらせ等を行なった者については明確に参加を拒否する。

5 新たに会員となった者は暖かく迎え入れること。

また、一度会員となった者には会員証として名前を記載したマグネットを用意する。

6 会員(代表は会員に含む)の間で恣意的(個人的な好き嫌いによる)な行動(セクシャルハラスメント、パワーハラスメント、モラルハラスメント)及び言動(暴言等)を禁ずる。

#### 第5条(役員の責務)

1 本会は代表・副代表の4名が会の代表として統括する。

また代表が不測の事態で参加出来ない場合は、副代表が代理として会の運営を行う。

2 役員は以下の4名とし責務を負う。

(1)代表1名

代表は会の代表として会の運営及び会全体の進行状況等を確認、管理する。

(2)副代表3名

副代表は代表を補佐することのほか、準備、片付けの指導や管理を行う。

#### 第6条(運営費用)

本会の運営費用は、第4条第3項の規定により、都度茨城県武道館利用代金を支払うことにより完結する。

#### 第7条(会計年度及び監査)

1 本会の会計年度及び監査については、都度利用代金を茨城県武道館に収納する事から収入支出が発生しないため要しない。

2(残余財産・余剰金の処分、分配)

第1項の内容により行わない。

#### 第8条(準備・練習・片付け方法・休憩・挨拶・コミュニケーションなど)

1 準備については原則として、自分の場所は自分で整備し設置するものとする。

(2)参加人数が少数の場合は自己的、矢取り、片付けはセルフで行う。

(3)参加人数が多数の場合は各々がお互いに気分良く弓道が出来るように手分けして行う。

2 練習方法は原則行射で行う。

3 他人の射形や個癖、体配などについて、一切の苦言・指導を禁ずる。

ただし、本人から自発的な指導依頼があった場合や特定の個所の見解を依頼された場合は、特定の個所のみを否定をすることはせず、技術向上に繋がるよう思いやりをもって教示をすること。

4 原則として矢取り、片付けについては自分の矢、的は自分で片付けること。

他人の道具や的には原則、安易に触れてはならない。

ただし、双方同意の場合や参加人数が多数の場合はお互いに気配りの上でローテーションをしながら矢取りをするなど、常に公平であることを念頭に行うこと。

5 使用後は射位のみならず、安土や的紙の整備(武道館の備品使用の場合)、モップによる清掃など、使う前より綺麗にすること。

6 本会参加者が気分良く練習を開始し、気分良く練習を終了するように配慮すること。

7 休憩は適宜とること。

8 雑談は控えで行うこと。

ただし他の利用者がある場合、声量に配慮すること。

9 会員同士及び他の利用者への挨拶(コミュニケーション)は積極的に図ること。

(2)会話の声量による苦情を他の利用者に言われた場合は、代表及び副代表が対応する事から、会員は速やかに代表又は副代表に報告すること。

10 本会では絶対に段位・称号・年齢・経歴・出自などによる優位性を主張してはならない。本会の会員の立場は弓友である事から、年功序列に関わらず平等である。

- 11 武道館側からの注意、申入れについては原則として代表が対応するが、会員が言われた場合は誠実に対応しつつ速やかに代表又は副代表に引継ぐこと。
- 12 黒板には代表または副代表が名前のマグネットを貼り付ける。  
名前マグネットの順に立順を行的中記録は個人で記載する。

#### 第9条(事故及び安全管理)

本会及び本会に関する事業において、安全のために万全の努力を図るが、万一発生した事故は各個人の自己責任において対処し、本会及び代表並びに副代表及びその他会員は責任の一切を負わない。

2. 前項における各個人の自己責任に伴い、救済措置として事前に参加者の任意によるスポーツ保険加入を斡旋する。

3 無段の者及び未成年者が参加する場合は安全確保のため代表又は副代表及び段位保有会員若しくは保護者の立会い監督の下で射込み練習をすることができる。

#### 第10条(変更)

この会則は代表、副代表の役員4名のうち、3名の賛同により変更できるものとする。

#### 第11条(諸通達への対応)

本会は公平・公正・自由な気風を重んじる事から、どの連盟・支部・会派にも属さない。

2 令和6年7月2日付、全日本弓道連盟通達第6-37号「会員の入会・退会に対する地連の対応について(お願い)」について、当会として賛同するものである。

よって新規に当会員になったもの、または会員に対して不当な扱いは禁ずる。

3 第11条第2項記載の詳細について、当会は「来る者は拒まず」の精神を柱に運営する。ただし第4条第4項記載の但し書きの行為を行った者に対しては拒否する。

#### 第12条(罰則)

他団体及び利用者との間で刑法並びに特別法に記載されている犯罪行為を行なった者、反社会的勢力に加担及び加入している者、反社会的行為を行った者、その他各種ハラスメント行為をした者については、当会への会員としての参加資格を永久剥奪とする。

附則 この会則は令和5年12月17日より施行する。

改訂 第8条 第9条 第10条 令和6年2月29日追記

改訂 第11条 令和6年3月24日追記

改訂 第11条 令和6年7月8日追記

改訂 会則全般 令和6年8月29日改訂

改訂 会則全般 令和6年9月14日改訂